一般財団法人青葉工学振興会外国人留学生奨学金給付規程

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 制定　平成２０年４月１日

（目的)

第１条　本奨学金は、東北大学工学部・工学系研究科の外国人留学生に財政的支援を行い、より勉学・研究に専念できる環境を提供することにより、有能な人材を育成し世界に輩出して、一層工業技術の研究振興を図ることを目的として、一般財団法人青葉工学振興会（以下「本会」という。）定款第４条（２）に基づき、この規程を定める。

（奨学生の資格）

第２条　本会の奨学生となる者（以下「受給者」という。）は、東北大学の工学部・工学研究科、情報科学研究科、環境科学研究科、医工学研究科（以下「工学研究科等」という。）におる各課程の最終学年に在学する工学系私費外国人留学生で、本会奨学生となる者が他の大学院プログラム又は経済支援機関等(以下「支援部署」と言う)から受給する経済的支援と併給しても差し支え無いと支援部署が判断した者も含めて、次の各号に該当するものに給付する。

（１）工学部４年生

（２）博士前期課程２年生

（３）博士後期課程３年生

（受給者数）

第３条　受給者数は６名以内とする。

（奨学金の額及び給付期間）

第４条　給付する奨学金の額は、１人当たり月額50,000円を１年間給付する。

２　給付は４半期ごとに最初の月に給付する。

（受給候補者の推薦）

第５条　受給候補者の推薦は、工学研究科等の長に委任するものとする。

２　受給候補者の推薦に当たっては、別途定める「一般財団法人青葉工学振興会奨学金募集要項」により提出するものとする。

（受給者等の決定）

第６条　受給者の決定は、工学研究科等の長から推薦を受けた受給候補者の中から、本会の理事長が理事会の議を経て、行うものとする。

２　前項において、受給者が奨学金を辞退等した場合には、受給候補者の中から補欠者を選出し奨学金を給付することができる。

（奨学金の休止及び停止）

第７条　受給者が休学し、又は長期にわたって欠席したとき、その他特別の事情があると認められるときは、奨学金の給付を休止することができる、又は、停学その他の処分を受けたときは、奨学金の給付を停止する。

２　受給者が前項に規定する奨学金の給付を休止及び停止する場合は、理事長に別紙様式１を申請する。

（奨学金の復活）

第８条　前条第１項の規定により奨学金の給付を休止又は停止された者が、その事由が止んで指導教員を経て復活を申し出たときは、理事会の承認を得て、奨学金の給付を復活する。

２　受給者が前項に規定する奨学金の給付を復活する場合は、理事長に別紙様式２を申請する。

（給付のとりやめ）

第９条　受給者が次の各号に該当すると認めるときは、奨学金の給付を取りやめるので、別紙様式３を申請する。

（１）第２条に規定する受給者として資格を失ったとき。

（２）退学したとき。

（３）奨学金を必要としない理由が生じたとき。

（４）その他受給者として適当でない事実があったとき。

（奨学金の辞退）

第１０条　受給者は、いつでも奨学金の辞退を別紙様式４により申し出ることができる。

（雑　則）

第１１条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附　則　この規程は、平成２０年４月1日から施行する。

附　則　平成２５年２月２１日一部改正

　　　　この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則　平成２５年１１月２７日一部改正

　　　　この規程は、平成２５年１２月１日から施行する。

附　則　令和　２年１１月１６日一部改正

　　　　この規程は、令和　２年１１月１６日から施行する。

附　則　令和　３年　５月２４日一部改正

　　　　この規程は、令和　３年５月２４日から施行する。

附　則　令和　４年　３月２３日一部改正

令和４年度から本奨学金に係る募集において、理事会の決議により、第２条の奨学生の資格の内、博士後期課程３年生は、当分の間、停止する。

　　　　この規程は、令和　４年３月２３日から施行する。

附　則　令和　４年１１月１５日一部改正

この規程は、令和　４年１１月１５日から施行する。

別紙様式１

奨学金給付の休止又は停止申請書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 奨 学 生 | 氏　　名 | 所　属・氏　名 |
| 申　　請 | 令和　　年　　月　　日上記の者は、貴財団の奨学生に決定されましたが、下記の理由により、奨学金給付の休止又は停止を申請します。一般財団法人 青葉工学振興会　　理事長　米本　年邦　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇研究科　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　研究科長　〇〇〇〇　印 |
| 休止又は停止の理由 |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 休止又は停止の期間 |
|  |
|  |
| 学科又は研究科・専攻名 |
| 指導教員(アドバイザー教員等)　　　　　　　　　　印 |

※理由に応じて、申請書以外に関係資料を依頼する場合があります。

別紙様式２

奨学金給付の復活申請書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 奨 学 生 | 氏　　名 | 所　属・氏　名 |
| 申　　請 | 令和　　年　　月　　日上記の者は、奨学金給付の休止又は停止を申請していましたが、下記の理由により、奨学金給付の復活を申請します。一般財団法人 青葉工学振興会　　理事長　米本　年邦　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇研究科　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　研究科長　〇〇〇〇　印 |
| 復活の理由 |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 復活の期間 |
|  |
| 休止又は停止の期間 |
|  |
| 学科又は研究科・専攻名 |
| 指導教員(アドバイザー教員等)　　　　　　　　　　印 |

※理由に応じて、申請書以外に関係資料を依頼する場合があります。

別紙様式３

奨学金給付の取り止め申請書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 奨 学 生 | 氏　　名 | 所　属・氏　名 |
| 申　　請 | 令和　　年　　月　　日上記の者は、貴財団の奨学生に決定されましたが、下記の理由により、奨学金給付の取り止めを申請します。一般財団法人 青葉工学振興会　　理事長　米本　年邦　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇研究科　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　研究科長　〇〇〇〇　印 |
| 給付取り止めの理由 |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| その他特に記載する事項 |
|  |
|  |
| 学科又は研究科・専攻名 |
| 指導教員(アドバイザー教員等)　　　　　　　　　　印 |

※理由に応じて、申請書以外に関係資料を依頼する場合があります。

別紙様式４

奨学金給付の辞退申請書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 奨 学 生 | 氏　　名 | 所　属・氏　名 |
| 申　　請 | 令和　　年　　月　　日上記の者は、貴財団の奨学生に決定されましたが、下記の理由により、奨学金給付の辞退を申請します。一般財団法人 青葉工学振興会　　理事長　米本　年邦　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇研究科　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　研究科長　〇〇〇〇　印 |
| 給付辞退の理由 |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| その他特に記載する事項 |
|  |
| 学科又は研究科・専攻名 |
| 指導教員(アドバイザー教員等)　　　　　　　　　　印 |

※理由に応じて、申請書以外に関係資料を依頼する場合があります。